

日本曹達株式会社
農業化学品事業部 普及部

日曹農薬 登録のお知らせ

平素より日曹農薬の普及拡販にご協力を頂き誠に有難うございます。
この度下記農薬が平成28年6月8日付けで登録変更となりましたので、ご連絡申し上げます。
今後とも、ご指導・ご鞭撻頂きますようお願い致します。

(記)

「キルパー」

(農林水産省登録 第18525号)

【変更内容の概要】

下記の作物が登録追加・変更になりました。

- 作物名「にら」「にら(花茎)」を、以下のとおり変更。(変更：下線部)
 - ・使用目的 「古株枯死」「ネダニ蔓延防止」を「前作のにら又はにら(花茎)の古株枯死」、
「前作のにら又はにら(花茎)の古株枯死、ネダニ蔓延防止」に変更。
 - ・使用時期 「前作終了後から は種又は定植の10日前まで」を「前作のにら、にら(花茎)の栽培終了後から は種又は定植の10日前まで」に変更。
- 作物名「きゅうり」「トマト」「ミニトマト」「ピーマン」「とうがらし類」「いちご」の、「使用目的」及び「使用時期」を、以下のとおり変更。(変更：下線部)
 - 【変更前】 ・ 使用目的
「古株枯死」(きゅうり、トマト、ミニトマト、ピーマン、とうがらし類、いちご)
「アザミウマ類蔓延防止」(きゅうり、ピーマン、とうがらし類)
「ネコブセンチュウ蔓延防止」(きゅうり、トマト、ミニトマト)
「コナジラミ類蔓延防止」(トマト、ミニトマト)
 - ・ 使用時期 「前作終了後から は種又は定植の15日前まで」
 - 【変更後】 ・ 使用目的
「前作のいちごの古株枯死」
「前作のトマト、ミニトマト又はきゅうりの古株枯死、ネコブセンチュウ蔓延防止」
「前作のトマト又はミニトマトの古株枯死、コナジラミ類蔓延防止」
「前作のピーマン、とうがらし類又はきゅうりの古株枯死、アザミウマ類蔓延防止」
 - ・ 使用時期 「前作のトマト、ミニトマト、いちご、ピーマン、とうがらし類又はきゅうりの栽培終了後から は種又は定植の15日前まで」
- 作物名「すいか」「メロン」「なす」「ほうれんそう」「はくさい」「ねぎ」「チンゲンサイ」「みずな」に、以下の「使用目的」と「使用時期」を追加。
 - ・ 使用目的
「前作のいちごの古株枯死」
「前作のトマト、ミニトマト又はきゅうりの古株枯死、ネコブセンチュウ蔓延防止」
「前作のメロンの古株枯死、アザミウマ類蔓延防止」
「前作のトマト又はミニトマトの古株枯死、コナジラミ類蔓延防止」
「前作のピーマン、とうがらし類又はきゅうりの古株枯死、アザミウマ類蔓延防止」
 - ・ 使用時期 「前作のトマト、ミニトマト、いちご、ピーマン、とうがらし類、きゅうり又はメロンの栽培終了後から は種又は定植の15日前まで」

4. 「使用上の注意事項」を、以下のとおり変更及び追加。(変更：下線部/追加：二重下線部)

(1) 土壌くん蒸処理を行う場合は、次のことを守ること。

9) 本剤を灌水処理する場合は、次のことを守ること。

⑤ 水希釈割合は次を一応の目安とし、圃場土壌水分状態を考慮して適宜増減する。

○ しょうが、みょうが(花穂、茎葉)、にら、にら(花茎)に使用する場合は、30~100倍程度を目安とする。

(2) 古株枯死、病害虫の蔓延防止に使用する場合には、前作のにら、にら(花茎)、トマト、ミニトマト、いちご、ピーマン、とうがらし類、きゅうり又はメロンに処理し、次のことを守ること。

1) 水希釈割合は次を一応の目安とし、圃場土壌水分状態を考慮して適宜増減する。

② ピーマン、とうがらし類、メロン、いちごに使用する場合は、50倍程度を目安とする。

③ にら、にら(花茎)に使用する場合は、30~100倍程度を目安とする。

2) きゅうり、トマト、ミニトマト、ピーマン、とうがらし類、メロン、いちご、にら、にら(花茎)などの古株枯死に使用する場合の被覆期間は3日間(25℃以上)~7日間(10℃)を目安とする。

3) 本剤使用後の次作物のは種または定植は21~28日間以降を目安とする。

【使用目的と使用方法】(古株枯死、病害虫の蔓延防止に関する適用のみ)

(**枠線太字**が変更部分)

作物名	使用目的	使用量 (原液として)	使用時期	本剤の 使用 回数	使用 方法 ※	カーハム ナトリウム塩を 含む農薬の 総使用回数
にら にら(花茎)	前作のにら又はにら(花茎)の古株枯死	60L/10a	前作のにら、にら(花茎)の栽培終了後からは種又は定植の10日前まで	1回	C	1回
	前作のにら又はにら(花茎)の古株枯死、<u>ネギ</u>蔓延防止				A、B	
トマト ミニトマト いちご ピーマン とうがらし類 きゅうり すいか メロン なす ほうれんそう はくさい ねぎ チンゲンサイ みずな	前作のいちごの古株枯死	60L/10a	前作のトマト、ミニトマト、<u>いちご、ピーマン、とうがらし類、きゅうり又はメロンの栽培終了後からは種又は定植の15日前まで</u>	1回	B	1回
	前作のトマト、ミニトマト又はきゅうりの古株枯死、<u>ネギ</u>蔓延防止					
	前作のメロンの古株枯死、<u>アザミ</u>類蔓延防止	40~60 L/10a	前作のトマト又はミニトマトの古株枯死、<u>アザミ</u>類蔓延防止			
	前作のピーマン、とうがらし類又はきゅうりの古株枯死、<u>アザミ</u>類蔓延防止					

※ 使用方法

A 散布混和：所定量の薬液を土壌表面に散布し、直ちに混和し被覆する。

B 希釈散布：予め被覆した内で、所定量の薬液を水で希釈し土壌表面に散布または灌水する。

C 注 入：所定量の薬液を土壌中約15cmの深さに注入し直ちに被覆または覆土・鎮圧する。

以上

札幌営業所 TEL:011-241-5581
 仙台営業所 TEL:022-227-1741
 関東営業所 TEL:048-677-6010
 信越営業所 TEL:0255-81-2323

名古屋営業所 TEL:052-238-0003
 大阪支店 TEL:06-6229-7343
 松山営業所 TEL:089-931-7315
 福岡営業所 TEL:092-771-1336